

実務対応報告第45号の改正案「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等の公表

2026年8月17日、ASBJより外国信託型第4号電子決済手段について第1号から第3号電子決済手段と同様の会計処理及び開示を行うこと等を提案する実務対応報告第45号の改正案「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等が公表されました。

資金決済法

外国信託型第4号電子決済手段

第3号電子決済手段



News

- 外国信託型第4号電子決済手段（電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。以下同じ）を実務対応報告第45号の適用範囲に含め、第1号から第3号電子決済手段と同様の会計処理及び開示を行うことが提案されています。また、これに合わせて、連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関しても、**外国信託型第4号電子決済手段を現金に含めることが提案されています。**
- 第3号電子決済手段の裏付け資産の要件が改正されていますが、会計処理及び開示については変更しないことが提案されています。
- 適用日及び経過措置に関して、公表日以後適用することとし、特段の経過的な取扱いを定めないことが提案されています。



Background

2026年改政府令及び関連する法令の改正により新たに規定された**外国信託型第4号電子決済手段の会計上の取扱い**を明確化する提案が行われています。

また、2025年に改正された資金決済法及び関連する法令等により、第3号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正が行われたことを受け、第3号電子決済手段の会計上の取扱いについて改めて検討が行われたものの、変更しないことが提案されています。



Insight

外国信託型第4号電子決済手段として認可される国内で流通する**外国信託型ステーブルコインのみ**を実務対応報告第45号の適用範囲に含め、海外で流通する外国信託型ステーブルコインについては、適用範囲に含めないことが提案されています。

ASBJは2026年10月19日までコメントを募集しています。

ASBJは、2026年8月17日に以下の実務対応報告、企業会計基準及び移管指針の公開草案（以下、合わせて「本公開草案」という）を公表しました。

- 実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（以下、「実務対応報告第45号案」という）
- 企業会計基準公開草案第99号（企業会計基準第32号の改正案）「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（案）」（以下、「キャッシュ・フロー作成基準一部改正案」という）
- 移管指針公開草案第21号（移管指針第6号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」（以下、「キャッシュ・フロー実務指針案」という）

1. 本公開草案公表の経緯

2023年に公表された実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第45号」という）では、2022年6月に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「2022年改正法」という）により改正された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という）第2条第5項第1号から第4号において定義された「電子決済手段」※のうち、第1号から第3号電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱いが定められています。

2022年改正法により、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約するもの及びこれに準ずる性質を有するものが電子決済手段と定義されました。2023年に公表された実務対応報告第45号では、価値の安定した電子決済手段であり送金・決済手段として広く使用されることが想定されたのは、第1号から第3号電子決済手段であり、第4号電子決済手段については、指定されるものが見込まれていなかったため、第1号から第3号電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱いが優先して定められました。

また、2022年改正法により改正された資金決済法では、第3号電子決済手段（特定信託受益権（資金決済法第2条第9項））の裏付け資産について、法定通貨との価値の連動及び額面での償還を確実なものとするため、その全額を健全性に係る基準を満たす銀行等への要求払預貯金で管理することが求められていました。

※ 資金決済法第2条第5項第1号から第4号に規定される電子決済手段をそれぞれ、「第1号電子決済手段」、「第2号電子決済手段」、「第3号電子決済手段」及び「第4号電子決済手段」という。

これらの第4号電子決済手段及び第3号電子決済手段に関連して、次の（1）及び（2）に関する法令改正が行われたことを受け、ASBJにおいて検討が行われ、本公開草案が公表されました。

（1）新たに規定された外国信託型第4号電子決済手段

2026年6月に「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（以下、「2026年改正府令」という）が施行され、わが国の電子決済手段に関する法制度との同等性が認められた外国の法令に基づく信託の受益権を第4号電子決済手段として規定するとともに、当該外国の法令に基づく信託の受益権を金融商品取引法上の有価証券とみなさないこととする改正が行われました。

（2）第3号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正

「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「2025年改正法」という）により資金決済法及び関連する法令等が改正され、第3号電子決済手段の裏付け資産について、その全額を要求払預貯金で管理するのではなく、信託財産の総額の50%を上限に、元本を毀損しない形で一定の国債等及び定期預貯金による管理及び運用が新たに認められることとなりました。

2. 外国信託型第4号電子決済手段の会計上の取扱い

外国信託型第4号電子決済手段は、外国の信託銀行等が外国の法令に基づき発行する信託受益権方式のステーブルコインのうち、わが国の電子決済手段の法制度と同等性があるもの、すなわち、外国当局による監督の同等性、裏付け資産の確保の同等性、信託財産と財産的価値が同一の通貨建てであること等の要件を満たすものに限られています。また、当該電子決済手段は外国電子決済手段に該当しますが、電子決済手段等取引業者（資金決済法第2条第12項に規定される者）が電子決済手段の利用者から預託を受ける外国電子決済手段については、一定の利用者の保護が図られているため、当該外国電子決済手段の保有に係る会計処理について国内で発行される電子決済手段と同様に取り扱うことが可能であると考えられています（実務対応報告第45号案BC7項及びBC8項）。

このため、外国信託型第4号電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものについては、速やかに当該電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しがなされ、払い戻されないリスク（換金リスク）については、第1号から第3号電子決済手段と同様に、要求払預金における信用リスクと同程度に低いと考えられます（実務対応報告第45号BC17項）。

このように、外国信託型第4号電子決済手段について、第1号から第3号電子決済手段と会計上の性格に相違はなく、資産から得られる経済的便益は異ならないと考えられます（実務対応報告第45号BC18項）。したがって、実務対応報告第45号案では、外国信託型第4号電子決済手段を適用範囲に含め、第1号から第3号電子決済手段と同一の資産項目として取り扱い、現金又は預金そのものではないが現金に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産であることを踏まえ、第1号から第3号電子決済手段と同様の会計処理及び開示を行うことが提案されています。

3. 第3号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正

2022年改正法により改正された資金決済法では、第3号電子決済手段において、電子決済手段の利用者が信託する金銭の全額について預金者又は貯金者がその払戻しをいつでも請求できる預貯金により管理することが要件とされていました。2025年改正法により当該要件が改正されましたが、改正後においても、信託財産の総額の50%以上については、預金者又は貯金者がその払戻しをいつでも請求できる預貯金により、また、残りの信託財産についても、3ヵ月以内に元本が償還される一定の国債等又は中途解約が認められる定期預貯金により分別管理され、信託財産の倒産隔離が図られています（実務対応報告第45号案BC13項）。

このため、第3号電子決済手段は引き続き価値の安定した電子的な決済手段であると考えられることから、第3号電子決済手段に関する会計上の取扱いを変更しないことが提案されています。

4. 連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関しても、外国信託型第4号電子決済手段を現金に含めることが提案されています（キャッシュ・フロー作成基準一部改正案第3項及びキャッシュ・フロー実務指針案第2項(1)）。

5. 適用時期及び経過措置

本公開草案は、公表日以後適用し、特段の経過的な取扱いを定めないことが提案されています（実務対応報告第45号案第15-2項等）。

これは、2025年改正法及び2026年改正府令は2026年6月から施行されており、可能な限り早い時期に適用することのニーズがあると考えられること、及び適用に困難はなく特段の準備期間は必要ないと考えられるためです（実務対応報告第45号案BC47項）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public